

しまね海外販路開拓支援助成金交付要綱

公益財団法人しまね産業振興財団

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、海外市場での取引拡大を通じた地域経済の活性化、県内雇用の維持・拡大を図るため、海外販路開拓活動に取り組む県内事業者を支援する、しまね海外販路開拓支援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自社製品等」とは、自社で製造又は販売する製品、自社で提供するサービス及び技術、並びに自社で生産する島根県産品（県内で生産された農林水産品及びこれを原材料とした加工食品。）をいう。

(助成金交付の対象)

第3条 財団代表理事副理事長（以下「副理事長」という。）は、自社製品等の海外販路開拓を目的として行う、商談会・展示会等への参加、販売促進活動、輸出向け商品の開発等の取組み（以下「助成事業」という。）を実施する者（以下「助成事業者」という。）に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ島根県税の滞納がない者とする。

(1) 県内に主たる事務所若しくは事業所を有する、又は海外販路開拓しようとする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。但し、製造業にあつては、飲食料品及び工芸品を製造する者に限ることとする。またソフトウェア業及び情報処理サービス業にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の会社及び個人とする。以下同じ。）

(2) 県内に所在する農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人。）

3 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の区分及びその内容は、別表1の当該各欄に定めるところによる。

4 助成金の額は、助成対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

但し、上記で求めた額が100万円を超える場合にあつては、助成金の額は100万円とする。

5 助成事業の実施期間は、原則として交付決定の日から1年以内とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、副理事長が指定する期日までに、しまね海外販路開拓支援助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、副理事長に提出しなければならない。

2 過去に助成金の交付の決定を受けた者については、当該交付の決定を受けた事業が完了するまでは新たな助成金の交付の申請はできないものとする。

(助成金の交付の決定)

第5条 副理事長は、前条第1項の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をしなければならない。

2 副理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 副理事長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件をしまね海外販路開拓支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 助成金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、しまね海外販路開拓支援助成金交付申請取下げ届出書(様式第3号)を副理事長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第7条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合にはあらかじめしまね海外販路開拓支援助成金変更承認申請書(様式第4号)を、副理事長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 助成対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 副理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 副理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件をしまね海外販路開拓支援助成金変更承認通知書（様式第5号）により当該助成事業者に通知しなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第8条 助成事業者は、財団から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までにしまね海外販路開拓支援助成金遂行状況報告書（様式第6号）を副理事長に提出しなければならない。

2 副理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業を廃止したときは、助成事業が完了した日（廃止にあつては第6条第1項による承認を得た日）から起算して15日を経過する日までに、しまね海外販路開拓支援助成金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて、副理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 副理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは助成金の額を確定し、しまね海外販路開拓支援助成金の額の確定通知書（様式第8号）により当該助成事業者に通知する。

（助成金の支払）

第11条 助成金の支払は精算払とする。ただし、副理事長が必要と認めた場合は、概算払ができるものとする。

2 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、しまね海外販路開拓支援助成金概算払請求書（様式第9号）又はしまね海外販路開拓支援助成金精算払請求書（様式第10号）を副理事長に提出しなければならない。

（事業成果等の報告）

第12条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）の翌年度から3年間、毎年、助成事業に係る成果等の状況を、しまね海外販路開拓支援助成金事業成果等報告書（様式第11号）により副理事長へ提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間

に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。）。
 - (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
 - (5) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - (6) 助成事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。
- 2 前項第2号から第6号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第14条 副理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 副理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（加算金及び延滞金）

第15条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命ぜられたとき（第12条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより助成金の返還を命ぜられたときを除く。）は、その命令に係る助成金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日）から起算して納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。
- 3 副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（帳簿等の保存）

第16条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかなければならない。

（助成事業等の公表）

第 17 条 副理事長は、助成事業及び助成事業者の名称並びに事業内容等について、助成事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第 18 条 助成事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は副理事長が別に定める。

附 則 (平成 29 年 3 月 16 日制定)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 3 日改正)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 2 日改正)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、平成 31 年度に交付の決定を行う助成金について適用し、これ以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、令和 2 年度に交付の決定を行う助成金について適用し、これ以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

助成対象経費の 区分	助成対象経費の内容
賃金	販売促進員等に支払う経費 当該助成事業のために臨時的に雇用されるものに限る。
謝金	専門家等に謝礼として支払う経費
旅費	交通費及び宿泊費 * 海外渡航に要する国内移動費並びに国内での海外販路開拓に要する旅費も対象とする。 * 対象とする人数は、原則として1用務につき1名分とする。
印刷製本費	海外販路開拓で使用するパンフレットや商品ラベル等のデザイン及び印刷製本に要する経費 * 助成事業実施期間内に使用すると見込まれる数量のみを対象とする。 * 商品ラベル等の印刷製本費は見本商品やテスト販売品に限る。(本格販売品は除く。)
通訳翻訳費	現地通訳や資料翻訳等に要する経費
役務費	海外販路開拓に必要な役務の提供に要する経費 * 検査手数料、手続き代行料など
広告宣伝費	海外での広告・宣伝活動に要する経費
通信運搬費	・ 展示品、見本商品、テスト販売品の輸送に要する経費 * 本格販売品の輸送経費は対象外 ・ 書類やダイレクトメール等の発送に要する経費 * 電話料は対象外
委託費	・ 現地コーディネーターやコンサルティング会社等に支払う経費 ・ 外国語ホームページの製作に要する経費
会場費	・ 展示会、商談会等の出展に要する経費 ・ 商談会等の開催に必要な会場借り上げに要する経費
リース料	・ 展示会等で使用するレンタル品に要する経費
その他経費	その他副理事長が特に必要と認める経費

* 消費税及び地方消費税相当額は対象外経費とする。

* 他の助成金等を財源とする経費は対象外経費とする。

【他の助成金等を財源とする経費の考え方】

- ・ 島根県の補助金等を活用する場合は、当該補助金等と同一の取組み全てを対象外経費とします。(展示会の出展料に対して県補助金を受ける場合、これに関連する旅費等も対象外とします。)
- ・ 島根県以外の補助金等を活用する場合は、当該補助金等の対象経費部分のみを本助成金の対象外経費とします。